

「図説建築法規」第1版第1刷 正誤表

頁	行等	誤	正
13	(表2) 表中	令115条の2の2	令129条の2の3
	(表2) 表中	1時間	1時間(特定避難時間)
16	9	第115条2の2	令129条の2の3
	下8	・令第108号	・令第108条
20	上12	・大規模な模様替	・大規模の模様替
27	表18欄外	④令137条の9の2	・④令137条の17
29	下から13	10㎡のもの	10㎡以内のもの
	下から9	令第137条17	令第137条の17
32	1	特定行程	特定工程
32	(表20) 表中	仮使用の承認申請	仮使用の認定申請
41	(表25) 表中	法12条3項	法12条5項
	(表25) 表中	法12条4項	法12条6項
49	下から5	令第136条10	令第136条の10
56	上から6	平成27年告示第709号	平成26年告示第709号
62	(表6) 表中	令20条の4(平成12年・・・)	令20条の3(平成12年・・・)
68	下から5	表13の数値以下	表13の数値以上
79	下から4	小屋裏に火災が走って	小屋裏に火炎が走って
81	8	耐火構造	耐火構造等
83	17	①法22条区域で、木造建築物	①建築物・・・
86	表6(3)	・床面積の合計 $\geq 2000$ ㎡	・床面積の合計 $\geq 2000$ ㎡*2
88	下から8	場合は準不燃材料以上	場合は天井の仕上げについては準不燃材料以上
90	8	③採光上有効な開口部の・・・呼ばれている)	③採光上有効な開口部の・・・呼ばれている)等(令第116条の2)
100	5	(高さ31m以下にある共同住宅	(共同住宅の住戸にあつては・・・
	7	昇降路の部分	昇降路の部分(乗降ロビーを含む)
	8	倉庫等	倉庫等で主要構造部が不燃材料で造られたもの等で、火災の発生のおそれの少ない構造のもの
	9		ホ) 火災発生時に、避難上支障のある高さまで煙、ガスの降下

			が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁、天井の仕上げに用いる材料等を国土交通大臣が定めるもの
101	下から 11	令第 128 条の 4	令第 126 条の 4
102	(表 15) 表中	(い) 欄 (1) 項まで	(い) 欄 (1) ~ (4) 項まで
116	表 9 中欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①表 2 による</li> <li>・ ②表 4 による</li> <li>・ ③表 3 による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①表 7 による</li> <li>・ ②表 10 による</li> <li>・ ③表 8 による</li> </ul>
117	表 11 壁量 充足率欄	けた行方向 (上) ×	けた行方向 (上) =
		けた行方向 (下) ×	けた行方向 (下) =
128	下から 6	第 1 項第 1 号	第 1 項第 5 号
142	3	令第 135 条の 17	令第 135 条の 18
143	2	令第 135 条の 18	令第 135 条の 19
144	下から 12	防火地域内にある建築物	防火地域内にある耐火建築物
146	7	令第 135 条の 20	令第 135 条の 21
153	表 16	31m + 1.5/1	31m + 2.5/1
154	下から 2	法第 56 条第 1 項第 6 号	令第 2 条第 1 項第 6 号
158	14	区域 (イ)	区域 (い)
		区域 (ロ)	区域 (ろ)
196	下から 5	令第 9 号	令第 9 条
63	下から 18	上記の a) b) c)	下記の①②③

●61 頁 (採光関係比率の求め方) 式

(誤) 採光関係比率 = 水平距離 (D) / その部分から開口部の中心までの垂直距離 (H)  
(正)

採光関係比率 = 開口部の真上にある建築物の部分から隣地境界線までの水平距離 (D) /  
開口部の真上にある建築物の部分から開口部の中心までの垂直距離 (H)

●149 頁表 15. 表中

(誤)

(正) \*表中の各種用途地域間の野線を抹消

準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域